

令和元年12月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和元年12月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和元年12月5日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第33号 教育長の兼業について
議案第34号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第35号 教育財産の転用に伴う財産処分について
議案第36号 市川市個人情報保護審議会への諮問について
議案第37号 市川市学校運営協議会委員の任命について
 - 5 報告第21号 令和元年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第33号 教育長の兼業について
議案第34号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第35号 教育財産の転用に伴う財産処分について
議案第36号 市川市個人情報保護審議会への諮問について
議案第37号 市川市学校運営協議会委員の任命について
 - 2 報告第21号 令和元年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	松尾	順子
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	川又	和也
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
青少年育成課長	田中	英一
社会教育課長	笈川	孝之
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	鈴木	孝弘
学校安全安心対策担当室長	石田	清彦
指導課長	石井	辰治
就学支援課長	福田	雅人
保健体育課長	田中	成志
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
〃	副主幹	須志原	みゆき
〃	主 査	新田	伸子
〃	主 任	大島	裕美
〃	主 任	加澤	俊

○教育長

ただいまから、令和元年12月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案5件、報告1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、平田信江委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第33号「教育長の兼業について」を議題といたします。議案第33号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、田中教育長には一旦退席をお願いしたいと思います。これにて、暫時休憩といたします。

【教育長 退席】

○平田史郎委員

議事を再開いたします。それでは、議案第33号の提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第33号「教育長の兼業について」ご説明いたします。議案の1ページから4ページをご覧ください。このたび、教育開発研究所から、田中教育長に対して、令和元年11月15日付けで、学校管理職や教育委員会事務局職員等を読者対象とした月刊誌「教職研修」への執筆依頼がございました。2020年2月号の特集記事の原稿依頼で、原稿料は17,000円となっております。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項に基づき、教育長の兼業につきまして、教育委員会の許可が必要となることから、提案するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、

田中教育長に入室していただきます。

【教育長 再入室】

○平田史郎委員

ただいま審議が終わり、「教育長の兼業について」可決いたしました。次に、議案第34号「市川市教育振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第34号「市川市教育振興審議会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。議案の5ページをお願いいたします。本審議会におきましては、教育振興基本計画や、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議していただいております。本件は、審議会委員の任期が令和2年1月6日をもって満了となりますことから、新たに委員を委嘱することにつきまして、ご審議いただくものでございます。次に、6ページをご覧ください。「市川市教育振興審議会委員名簿案」でございます。市川市教育振興審議会条例第3条において、審議会は委員10人以内で組織すると規定されております。また、委員の構成は、同条例第4条第1項の規定により、名簿案の区分のとおり、定められております。委員候補者は、名簿案のとおり、新任の委員が3名、再任の委員が7名のあわせて10名となっております。なお、委員の任期は、令和2年1月7日から令和4年1月6日までの2年間でございます。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第35号「教育財産の転用に伴う財産処分について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育施設課長

はい、教育施設課長です。議案の7ページをお願いいたします。議案第35号「教育財産の転用に伴う財産処分について」ご説明いたします。恐れ入りますが、8ページをご覧ください。こちらは、令和元年度に財産処分予定の保育クラブ及び財産処分手続き方法の一覧でございます。対象となる箇所につきましては、9ページから18ページをご覧ください。財産処分とは、国庫補助を受けて整備した学校施設を、当初の補助目的以外の施設として、転用、貸与、譲渡、取り壊し等をする場合に必要とされる、文部科学大臣への承認申請又

は報告の手続きとなります。本市の放課後児童健全育成事業の施設として、設置されている保育クラブのうち、国庫補助金等により整備された小学校の余裕教室等を活用している場合は、国庫補助金等に係る財産処分の対象となることから、順次財産処分を行って参りました。本件は、新たに設置された保育クラブの財産処分を行い、建物の一部を当課から青少年育成課へと転用するものであります。次に、恐れ入ります、19ページをご覧ください。財産処分の手続きにつきましては、上の欄にございますとおり、原則として補助金相当額の納付と文部科学大臣の承認が必要となります。しかし、今回対象となる全ての保育クラブが、下の欄にあります納付金免除要件の①、③、④に該当することから、補助金相当額の納付の必要はございません。また、納付金免除要件の①にあたる保育クラブにつきましては、文部科学大臣への報告となり、③、④にあたる保育クラブにつきましては、文部科学大臣への承認申請となります。次に、恐れ入ります、20ページをご覧ください。こちらは、財産処分手続の概要でございます。中央左側にあります、丸で囲んである箇所の無償から下段が今回の手続きとなります。補助金相当額の納付もなく、文部科学大臣へは承認申請又は報告の手続きとなります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第36号「市川市個人情報保護審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校安全安心対策担当室長

はい、学校安全安心対策担当室長です。議案36号「市川市個人情報保護審議会への諮問について」ご説明いたします。議案の21ページをお願いいたします。今後、校内LANテレワークの運用実施に伴い、市川市個人情報保護条例に基づき、市川市個人情報保護審議会の意見を聴く必要があり、同審議会への諮問を行うものです。これが、議案を提出する理由です。では、諮問についてご説明いたします。23ページをお願いいたします。校内LANテレワークは、現在、学校で使用している校内LANシステムに、インターネットを使って、個人所有の私用端末からアクセスし、場所や時間にとらわれずに柔軟な働き方を可能にしていこうとございます。しかし、資料下にございますように、市川市個人情報保護条例第12条では、「実施機関は、個人情報の処理に当たっては、次に掲げる場合を除き、実施機関以外の電子計算組織通信回

線による結合をしてはならない」と規定しております。このため、児童生徒の成績や出欠席などの個人情報処理を行う校内LANシステムには、実施機関である教育委員会以外の情報機器からはアクセスしてはいけないこととなります。しかし、同条の「次に掲げる場合」として、第2号に、「実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき」と定められていることから、議案22ページの諮問書案をもって、個人情報保護審議会の意見を聴くものです。次に、テレワークの概要について、ご説明いたします。もう一度、議案23ページをお願いいたします。教育委員会では、平成24年度に校務支援システムを導入して、ICTの利活用による業務改善に取り組んで参りました。しかし、使用できる情報機器が、学校内の校内LAN接続端末に限られるため、例えば教職員が家族の保育や介護等のためにいったん帰宅し、その後もう一度学校へ戻って情報処理をする事例や、管理職の許可を得て、個人情報等のデータを持ち帰り、情報処理をする事例も見られ、情報リスクの面からも課題となっています。このことから校内LANテレワークを導入するものでございますが、実際の運用にあたっては、現在、校内LANテレワーク運用マニュアルを作成しており、資料にありますように、申請から作業、点検までの手順などをマニュアルで示し、校内LANテレワークを安全かつ適切に運用できるように、必要な要件を定めることとしております。また校内LAN接続私用端末の紛失・盗難に対応するため、校内LAN接続私用端末には校務に関する情報資産が保存されないようにするなど、システム面のセキュリティ対策も行っております。これらのことから、相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして、あらかじめ審議会の意見を聴くものです。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、中々我々にはわかりにくい部分があるのですが、具体的には仕事の内容としてはどういったものを想定しているのでしょうか。

○学校安全安心対策担当室長

はい、学校安全安心対策担当室長です。現在学校で、校内LANシステムを使いましてお子さんの成績処理ですとか、出欠席の処理ですとか、または、住所録、名簿等を作っておりますけれども、それは教育委員会が設置している学校の端末からでしか操作ができないこととなっております。それを自宅にあります私用パソコンからインターネット回線を通じて操作をしようというものでございますけれども、この個人情報保護条例では、実施機関が設置しているパソコン以外からは、そのパソコンへは接続してはけませんという規定がありますので、今回審議会の意見を聞くものでございます。

○平田史郎委員

結局、学校に来られない先生が自宅で仕事をするというケースはどのようなものがありますか。

○学校安全安心対策担当室長

成績処理をするような時期につきましては、先生方が土曜日や日曜日に学校へ来て処理をしたりですとか、または先程申し上げましたとおり、一旦家に帰ってお子さんの食事を用意して、また学校へ来て処理をするというような事例もありますけれども、このインターネット回線を通じることによって、柔軟にその辺の働き方ができるというようになります。

○平田史郎委員

特別なことということではなくて、ごくごく日常的に自宅で仕事をするということになりますよね。

○学校安全安心対策担当室長

はい、そうでございます。

○平田史郎委員

働き方改革上、どうなのでしょう。

○学校安全安心対策担当室長

その辺は、一方で安全衛生上の問題もございますので、現在マニュアルと併せて安全衛生上の基準も策定をいたしまして、家に帰って仕事が増えるということのないように基準を定めて運用して参りたいと思います。以上です。

○平田史郎委員

ありがとうございました。それでは他にご質問ございますか。他に質疑がないようですので、議案第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第37号「市川市学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課

はい、学校地域連携推進課長です。議案第37号「市川市学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。議案の24ページから26ページをお願いいたします。東国分中学校より、学校運営の改善を図ることや今後の義務教育の在り方を検討する上で、協議をより深めていくために、第6号委員である対象学校の教職員を、新たに1名選出したいとの申し出があったため、提案をさせていただきます。以上、「市川市学校運営協議会委員の任命について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第37号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第21号「令和元年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第21号、「令和元年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告」について、ご説明いたします。議案の27ページをお願いいたします。「令和元年度 市川市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育費に係る予算につきましては、12月市議会定例会に議案を提出する前に、市長に教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、「市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。それでは、28ページをお願いいたします。「1. 歳入歳出予算補正」の「歳入」につきましては、今回の歳出補正に伴う財源の補正のため、先に「歳出」について、ご説明いたします。初めに、（第10款）教育費、（第1項）教育総務費、（第2目）事務局費、（第8節）報償費の「学校諸問題対対応策員報償金」です。こちらは、平成28年度に発生したいじめ事案に対して、再発防止策を明示する必要性が生じたことから、第三者である弁護士、大学教授、元校長の3名により、学校のいじめ調査の初動時のあり方や、被害児童生徒への対応のあり方等を検証するため、検証会議の開催費用として、42万3,000円を増額要求するものでございます。続きまして、（第2項）小学校費、（第1目）学校管理費です。（第11節）需用費につきましては、今年度の台風15号及び19号により被害を受けた市内13校において、緊急で修繕及び撤去等を行った施設修繕料の補填分として3,300万円を、また、設備の老朽化が進む給食室において、国府台小学校の給気ファンの修繕等の大規模修繕が増加していることから、年度末までの突発的な修繕に対応するため400万円を、あわせて3,700万円を施設修繕料として増額要求するものでございます。（第15節）工事請負費につきましては、台風15号の被害を受けた、百合台小学校のキュービクル等改修工事及び、若宮小学校の教室内雨漏りに早急に対応するための屋上防水等改修工事を実施するため、4,700万円を増額要求するものでございます。なお、百合台小学校キュー

ービクル等改修工事の3,100万円につきましては、年度内での完成が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行する予定であります。29ページをお願いいたします。続きまして、(第3項)中学校費、(第1目)学校管理費です。

(第11節)需用費につきましては、小学校費と同様に、台風15号及び19号の被害を受けた市内7校において、緊急の修繕及び撤去等を行った施設修繕料の補填分として1,900万円を、また、令和2年度から須和田の丘支援学校本校舎におきまして生徒数の増加に伴い教室の不足が見込まれることから、隣接する第二中学校の教室を改修する経費として1,000万円を、あわせて2,900万円を増額要求するものでございます。(第15節)工事請負費につきましては、台風15号の被害を受けた、大洲中学校の屋上プールフェンス改修工事を実施するため、3,600万円を増額要求するものでございます。なお、当該工事につきましては、年度内での完成が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行する予定であります。(第18節)備品購入費につきましては、令和2年度から須和田の丘支援学校本校舎におきまして、生徒数の増加に伴い教室の不足が見込まれることから、隣接する第二中学校の教室を借用することとなったため、新たに必要となる備品の購入費として、120万円を増額要求するものでございます。(第3目)学校建設費、(第19節)負担金補助及び交付金につきましては、院内学級校舎新築工事において、施設の規模等の仕様が固まったことから、千葉県水道局条例に基づき排水管布設工事の施工前に宅地負担金を負担するため、134万3,000円を増額要求するものでございます。(第4項)学校給食費、(第1目)学校給食費、(第18節)備品購入費につきましては、妙典小学校のスチームコンベクションオーブンが故障し、買い替えをするため、200万円を増額要求するものでございます。最後に、(第6項)社会教育費、(第2目)文化財費です。(第14節)使用料及び賃借料につきましては、埋蔵文化財の発掘調査において、調査件数が消費税増税前の駆け込み需要により増加したこと、また、国府台野球場の再整備に伴う発掘調査を実施する必要が生じたことにより、発掘で使用するミニパワーショベル等の借上料として250万円を増額要求するものでございます。(第17節)公有財産購入費につきましては、史跡曾谷貝塚公有化事業として購入する土地の実測面積が、登記簿面積より増加したこと等から、278万6,000円を増額要求するものでございます。(第22節)補償補填及び賠償金につきましても、曾谷貝塚用地購入に係る家屋等移転補償費が、当初見込みを上回ったため、1,039万円を増額要求するものでございます。以上、歳出につきましては、合計で1億6,964万2,000円を増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、140億6,746万円となります。続きまして、「歳入」についてご説明いたします。恐れ入りますが、28ページへお戻りください。(第14款)国庫支出金、(第2項)国庫補助金、(第6目)教育費国庫補助金、(第5節)社会教育費国庫補助金です。歳出でご説明いたしました史跡曾谷貝塚公有化事業において、用地購入等に係

る財源として、1,054万円の増額要求をするものでございます。また、(第21款)市債、(第1項)市債、(第9目)教育債、(第3節)社会教育債につきましても、同様の理由により、200万円の増額要求をするものでございます。続きまして、(第9目)教育債、(第1節)小学校債です。こちらは、歳出でご説明いたしました百合台小学校及び若宮小学校の改修工事に係る財源として、歳出と同額の4,700万円を増額要求するものでございます。(第2節)中学校債につきましても、歳出でご説明いたしました大洲中学校の改修工事に係る財源として、歳出と同額の3,600万円を増額要求するものでございます。以上、歳入につきましては、合計で9,554万円の増額補正を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、27億3,595万7,000円となります。恐れ入ります、30ページをお願いいたします。続きまして、「2.繰越明許費補正」についてご説明いたします。歳出でご説明いたしました、百合台小学校キュービクル等改修工事及び大洲中学校屋上プールフェンス改修工事が年度内での完成が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行するため、小学校営繕事業及び中学校営繕事業について、繰越明許費の設定を要求するものでございます。続きまして、「3.債務負担行為補正」についてご説明いたします。学校保健定期健康診断委託費につきましては、児童生徒の健康診断を令和2年4月当初から実施するために、今年度中に入札を実施し、委託業者を選定しておく必要があることから、債務負担行為の設定を要求するものでございます。債務設定期間は令和元年度から令和2年度、限度額は2,700万円でございます。最後に、「4.地方債補正」についてご説明いたします。歳入でご説明いたしました市債の増額に伴い、市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である12億2,970万円から、市債の補正額と同額の8,500万円増となる、13億1,470万円へ限度額の変更を要求するものでございます。説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、各担当課長より答弁させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。キュービクルが壊れて電気は大丈夫なんでしょうか。

○教育施設課長

はい、教育施設課長です。今現在ですが、応急的に復旧している状況です。早急にキュービクルの本体の改造工事が必要となります。以上です。

○平田史郎委員

ありがとうございました。それでは他に質疑がないようですので、報告第21号を終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これもちまして、令和元年12月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時28分閉会)